

○大府市青少年研修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大府市青少年研修活動の促進を図り、次代をになう青少年の健全な育成に寄与するための補助金交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、大府市内に在住する青少年で、次に掲げる国内の研修事業に参加し、広い視野にたつて地域社会の発展に貢献し得る者とする。

- (1) 大府市、大府市教育委員会が主催する青少年研修事業
- (2) 国、県並びにこれらに準ずる広域団体、機関等が主催する青少年研修事業
- (3) 市長が適当と認める青少年研修事業

(補助金の額)

第3条 補助金は、次に定める額の範囲内において交付する。

- (1) 宿泊を要する県外研修参加者は、10,000円とする。
- (2) 前号以外の場合については、市長が適当と認めた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び研修計画書を提出しなければならない。

(補助金の使途)

第5条 補助金は、当該研修事業以外に使用してはならない。

(決算書の提出)

第6条 補助金の交付を受けたいものは、補助金の使途を明記した決算書を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

(改正)

- 2 昭和61年4月1日一部改正
平成2年4月1日一部改正
平成6年4月1日一部改正
平成8年7月1日一部改正